

## 第3章 安全管理

### 第1節 安全点検

学校保健安全法施行令・規則については、平成21年3月改訂予定のため、本書ではこれまでの学校保健法施行規則を適用

#### 1 安全点検の目的と種類

安全点検は、校舎内外の施設・設備の不備、または異常の早期発見、災害時における危険場所の発見、避難経路の確保など、学校生活を安全に送るために重要である。

また、災害発生時において被害を最小限にとどめるためにも極めて重要である。

<学校保健安全法> 第3章 学校安全  
(学校安全計画の策定等)

第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

#### 安全点検の目的

潜在危険を早期に発見し、児童生徒の事故災害を未然に防止する。

児童生徒の行動等を観察することで、児童生徒の事故災害を未然に防止する。

点検を通して、児童生徒が安全に行動する能力と環境の安全確保に努力する態度を養う。

点検結果に基づき、的確な処理及び改善を行い、事故災害の可能性を除去する。

#### (1) 日常点検

<学校保健法施行規則> 第22条の7

学校においては、前2条に定める措置をとるほか、常に設備等の整理整頓に努めるとともに、危険物の除去等安全な環境の維持に配慮しなければならない。

【実施回数】 毎授業日

【内 容】 児童生徒が最も多く活動を行うと思われる箇所

日常の安全点検は、一日のうちどこかで点検を行う機会を設けるものではなく、普段の生活の中で絶えず安全に対する意識を持ち、身の回りの危険を発見したり適

切な措置を行ったりする習慣を身に付けるものであると考えた方がよい。

このことは、単に教師だけが実践するものではなく、児童生徒にも意識させることが必要である。

## (2) 定期点検

<学校保健法施行規則> 第22条の5 第1項

法第2条の安全点検は、他の法令にもとづくもののほか、毎学期1回以上、児童、生徒、学生又は幼児が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

【実施回数】 毎学期1回以上

【内 容】 施設設備全般、防災に関する設備、避難施設、暖房器具等日常の点検の範囲が限られているため、日頃十分に目が行き届かない箇所を定期的に点検して、すべての安全の確保に努めようとするものである。  
規則には「毎学期1回以上」と示されているが、刻々と変化する環境を考えると、毎月「安全の日」を定めるなどして月1回以上の点検を実施することが望ましい。



(例えば 毎月28日の岐阜県防災点検の日を安全点検の日とする)  
・明治24年10月28日発生した濃尾地震（日本における内陸型地震としては最大級の地震）により引き起こされた大震災にちなみ毎月28日を「岐阜県防災点検の日」として 個人、家庭、地域のそれぞれにおいて防災意識を高め、突然の災害に備えようとするものです。

## (3) 臨時点検

<学校保健法施行規則> 第22条の5 第2項

学校においては、必要があるときは、臨時に安全点検を行うものとする。

【実施回数、内容】 学校行事の前後や災害時等必要と認められたとき

学校行事は、学年や全校の児童生徒が一堂に会することが多いため、安全点検には一層の慎重さが必要である。また、災害時等は、その時期を予測することは困難であるが、常に気象情報等を入手できるように努め、点検の機会を逸することがないように注意することが必要である。

#### (4) 事後措置

<p>&lt; 学校保健安全法 &gt;                      第 3 章      学 校 安 全</p> <p>( 学校環境の安全の確保 )</p> <p>第 2 8 条                      校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。</p>	
<p>&lt; 学校保健法施行規則 &gt;</p> <p>第 2 2 条の 6      学校においては、前条の安全点検を行ったときは、その結果に基づき、必要に応じて危険箇所の明示、施設及び設備の修繕等危険を防止するための措置を講じなければならない。</p>	

点検の結果、異常や危険な箇所が発見された場合は、校長は直ちに措置を行わなければならない。しかし、専門家に依頼しなければならないために即座に措置ができない場合には、「危険」「使用禁止」「立入禁止」などの標示をしたり、児童生徒への注意を喚起したりしなければならない。

#### 【 安全点検の概要 】

安全点検の種類	時期・方法等	対 象	法的根拠
定期の安全点検	每学期 1 回以上 計画的に、かつ教職員全員が組織的に実施	児童生徒が使用する施設・設備及び防火に関する設備などについて	学校保健法施行規則 2 2 条の 5 第 1 項
	毎月 1 回 計画的に、かつ教職員全員が組織的に実施	児童生徒が多く使用すると思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上など	規定はないが、毎月実施することが望ましい。
臨時の安全点検	必要があるとき 運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前、暴風雨・地震・近隣での火災などの災害時、近隣で危害のおそれのある犯罪発生時	必要に応じて点検項目を設定	学校保健法施行規則 2 2 条の 5 第 2 項
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒が最も多く活動を行うと思われる箇所について	学校保健法施行規則 2 2 条の 7

## 2 安全点検の実施

安全点検を実施するにあたっては、全教職員の共通理解に基づく「安全点検実施要項」を作成して、安全点検の目的や方法及び点検後の処置などを学校の実態に応じて定め、これによって実施することが必要である。

### (1) 安全点検実施要項（例）

#### 1 安全点検の目的

学校環境における危険な状態の有無について点検し、危険箇所を早期に発見・整備することにより、児童生徒の事故災害の防止を図る。

#### 2 安全点検の時期

- (1)月例の安全点検は、毎月28日とする。(毎月28日は、岐阜県防災点検の日)  
28日が土・日曜日・祝日の場合は、その前後の日で実施する。
- (2)その他、日常点検に加えて、必要に応じて臨時の安全点検日を設ける。

#### 3 安全点検者

- (1)定期及び月例の安全点検は、学校の教職員全員により、点検者の負担軽減と点検の確実性を守るために、場所別に点検グループを編成して組織的に行う。なお、分担箇所は、各学期ごとに交替する。また、必要に応じて専門業者等に依頼する。
- (2)臨時の安全点検は、学校行事の前後や災害時にその都度必要に応じて関係職員を中心に行う。
- (3)日常の安全点検は、学級担任、教科担任が中心となって行うが、児童生徒の安全に関する関心を一層高めるために、児童生徒会の安全委員会も参加させる。

#### 4 安全点検の方法

- (1)安全点検実施にあたっては、点検項目を明確にした安全点検表に点検結果を記入する。
- (2)結果の判定は、A・B・Cで行う。  
(A：良好、B：校内の管理活動で措置可能、C：校内の管理活動で措置が不可能)
- (3)点検の実施にあたっては、形式に流されることなく、児童生徒の目の高さや行動の特徴に十分注意しながら、さわったり、動かしてみたり、負荷をかけたりしてその都度新鮮な気持ちで確実に行う。

#### 5 安全点検場所及び安全点検項目（略）…（次頁参照）

#### 6 安全点検の事後措置

- (1)安全点検表の処理については、「安全点検集計表」により集計し、全体を把握する。この場合、関係各係の連携によって全教職員が確認できるようにする。
- (2)安全点検の結果、発見された危険については、学校内で処理できるものについては、速やかに処理し、その旨を点検表に明記する。学校内で処理できないものについては、学校長の指示に基づいて専門業者等に処理を依頼する。
- (3)事後措置の内容としては、  
危険物の除去（石、ガラス片、不要な釘等）  
修理又は取り替え 使用禁止、使用上の注意や指示の明示

## (2) 安全点検の場所(例)

点検の場所		点検の対象となる箇所	災害時に備えての点検箇所
校舎	教室	床や腰板、窓枠、出入口の扉、机、椅子、帽子かけ、教卓、黒板、戸棚、電気器具及び施設、雑巾かけ、清掃用具入れ、カーテン	ガラス、蛍光灯、ロッカー、テレビ、清掃用具入れ、視聴覚機器・スクリーン、時計、暖房器具、額縁、水槽、スピーカー、ベランダ
	玄関、昇降口階段、廊下	床や腰板、窓枠、傘立て、防火シャッター(スイッチ)、消火器、救助袋、下足箱、踏み板、足ふきマット	ガラス、照明器具、ロッカー、手すり、賞典用収納庫
	トイレ、水飲み場	床や腰板、窓枠、出入口の扉、蛇口、流し台、鏡、手洗い容器、清掃用具入れ	
	屋上	出入り口の扉、天窗、金網、非常はしご、給水槽、アンテナ	フェンス、給水槽
	給食室	床や腰板、窓枠、出入口の扉、防虫網、スイッチ、湯沸かし器、リフト、コンテナ、消火器	ガス施設、食器棚、油類収納棚、冷蔵庫(保冷庫)
校内	体育館	床や腰板、窓枠、出入口の扉、固定施設(器具庫)、消火器、カーテン類、ステージそでの屋上につながる階段、ギャラリー(2階出入口)	グランドピアノ、放送施設、各種器具、照明装置、用具棚、ギャラリー、明かりとり
	以下、特別教室については、普通教室に準ずるものは除く		
	理科室	電気器具及び施設、ガス器具及び施設、流し台、蛇口、暗幕、消火器、実験施設及び器具・用具	ガラス器具、薬品庫、ガス施設、冷蔵庫、ホルマリン標本、テレビ
	調理室	流し台、蛇口、ガス器具、電気器具及び施設、調理器具、換気扇、実習用器具、消火器	ガラス器具、ガス施設、食器棚、油類収納庫、ミシン、アイロン、冷蔵庫、包丁保管庫
	木工室	ガス器具・電気器具及び施設、実習用機械器具、戸棚、化学薬品油脂類、消火器	ガラス器具、工作機械、工作用具等ロッカー、実習用材料や作品棚
	図工室 美術室	図工用器具、各種備品教具(粘土こね機)、木工、金工、焼き窯、石油、電気ガス及び施設、消火器	ガラス器具、工作機械、工作用具等ロッカー、実習用材料や作品棚
	音楽室	譜面代、各種楽器類、合唱台	大型楽器、楽器棚、音響機器
	視聴覚室	放送機器、テレビ、暗幕、消火器	各種視聴覚機器、コンピュータ室
	図書室	暗幕、電気器具及び施設	書棚
	その他	机、椅子、応接セット、テレビ、黒板、衝立、ベッド、担架、消火器	耐火金庫、戸棚、書棚、額縁、印刷機、ガス器具、冷蔵庫、湯沸かし器、ロッカー、ロッカー上の荷物、薬品庫、測定器具
校舎外	校地、運動場	地面の状態、危険物(ガラス、石、釘)、ライン用ロープ、散水施設、花壇、棚、側溝、側溝ふさぎふた、自転車置き場、ベンチ、ゴミ箱、浄化槽	門扉、朝礼台、樹木、掲揚塔、記念碑、フェンス
	足洗い場	床、排水口、蛇口等	

校 舎 外	体育固定施設 及び遊具施設	鉄棒、サッカーゴール、ハンドボールゴール、バックネット、防球ネット、砂場、ブランコ、滑り台、登り棒、ろく木、シーソー、築山、ジャングルジム、回旋塔、雲梯、タイヤ	(移動式のゴールは使用しない時は倒しておく。サッカーゴールネット等は企画にあった物を使用する。)
	運動用具等の倉庫	床や腰板、窓枠、出入口の扉、石灰置き場、運動用具、整地用ローラー	(テント支柱などは立てかけないで寝かせておく。)
	プール	排(環)水口蓋の固定・吸い込み防止金具の設置(二重構造)、浄化消毒装置、シャワー、洗眼器、蛇口、鏡、更衣室の床や腰板、窓枠、出入口の扉、戸棚、すのこ、植え込み	(防火槽を兼ねている場合は、常に水をはっておく。)
	その他	危険物倉庫、ごみコンテナ、池、防火用池、飼育小屋、百葉箱、等	
日 常 の 備 え	救急救助用	A E D、救急医薬品、車椅子、担架、毛布、バール、ロープ、軍手、スコップ	
	人員点呼用	児童生徒名簿及び住所録(緊急連絡用)、メガホン	
	安否確認・誘導	ハンドマイク、懐中電灯、ヘルメット、笛	
	情報収集・通信	携帯ラジオ、通信機、携帯電話、情報機器、緊急連絡表	
	消 火 用	バケツ、消火器、プールの水	
	飲 料 用	ポリタンク	



### 砂場易の管理・点検

砂場は、安全点検の中でも見落とされがちな場所です。しかも、犬猫等の糞便による回虫卵等の汚染が心配な場所でもあります。

(衛生管理の徹底)

- ・犬猫等の糞便の有無の点検
- ・ビニールシート等の活用

(使用にあたって)

- ・日常的な手洗いの指導を徹底する。
- ・砂場遊びの際の注意事項を指導する。
- ・砂場遊びを終えた後の手洗いを徹底する。
- ・砂場に持ち込む遊具等の衛生チェックを行う。
- ・体育等で使用する前は、砂をおこし異物等を確認するとともに、日光に当てることで消毒をする。



### 黒板消し

使用後の黒板消しをきれいにするために、最近はクリーナー等の機械を利用するのがほとんどです。そのため、クリーナー清掃時に粉を吸い込んだり、目に入ったりすることもあります。

特に小学校低学年では、教師が日常の点検と同時にクリーナーの清掃をするなどの配慮が必要です。

### (3) 安全点検の観点(例)

対 象		安 全 点 検 の 観 点
校 舎 内	教 室	床や腰板等の状態、釘、画鋸等の危険物の有無 窓枠、窓ガラス、出入り口の扉、天窓を囲むフェンスなどの破損、ベランダのフェンスの破損や危険の有無 机、椅子の破損の有無 棚等の転倒の危険性
	階段、廊下、 昇降口	窓枠、窓ガラス、出入り口の扉の破損や危険の有無 廊下や階段、昇降口等の不要物の有無(歩行の妨げとなる物品の除去) 廊下の棚やフェンスの破損の有無
	ト イ レ 水 飲 み 場	窓枠、窓ガラス、出入り口の扉の破損や危険の有無 床の状態の危険の有無
	屋 上	防護柵の金網、手すり等の腐食や破損の有無、天窓を囲むフェンスなどの破損 床の状態の危険の有無 屋上に通じる階段、扉の安全の状態
	特 別 教 室	理科室、図工室、図書室、家庭科室、音楽室、視聴覚室、コンピューター室、 保健室等の床等の状態、釘、画鋸等の危険の有無と転倒防止 窓枠、窓ガラス、出入り口の扉、机、椅子の破損の有無 準備室や薬品棚の整備状態、電源、ガス等の安全装置、危険標示等の整備状態 備品の置き場所、整理整頓の状態
	体 育 館	窓枠、窓ガラス、出入り口の扉の破損や危険の有無 床や腰板等の状態、釘、ささくれ等の危険の有無 体育施設や体育用具の取り付け口や差し込み口の破損の有無 用具の置き場所、整理整頓の状態 ステージそでの屋上につながる階段の管理 2階ギャラリーにあがる階段の管理
	コ ン テ ナ 室	窓枠、窓ガラス、出入り口の扉、防虫網の破損や危険の有無 食器、食缶等の置き棚の破損の有無 台車の破損、故障の有無
校 舎 外	校 地	地面の勾配や凹凸、排水溝やふたの状態 危険物(ガラス、石、釘等)の有無
	体 育 ・ 遊 具 施 設	固定施設(鉄棒、ブランコ、すべり台、自作遊具等)の状態、危険の有無 移動式施設(サッカー、ハンドボール、バスケットボール等のゴール)の固定状態、破損、腐食の有無
	体 育 倉 庫	体育用具の収納状態(整理整頓) 収納されている体育用具の破損の有無 使用のきまりの有無及び標示状態 ライン用石灰 アルカリ度の強い農業用を 使用していないか
	作 業 用 具 倉 庫	作業用具の収納状態(整理整頓) 収納されている作業用具の破損の有無 使用のきまりの有無と標示状態
	プ ー ル	フェンス等の破損の有無 排水溝における二重構造(排水口、マンホール等の蓋の固定状態・吸い込み防止 金具の設置) 浄化、消毒装置、シャワー、洗眼器等の設備の破損の有無及び作業状態 プールの中のガラス、金属等の危険物や異物の有無 薬品の管理、保管状態 すのこを利用した渡り板の破損や釘、ささくれ等の危険 植え込み等の蜂の巣
建 築 物 外 部	外壁の破損及び剥離等による落下の危険の有無 屋根瓦、雨樋等落下の危険の有無	

防 災 に 関 し て	屋外電気関係	架線の樹木、構造物、電話線等との接触の危険の有無 外灯器具及び点滅器の破損の有無 分電盤等の腐食の有無、施錠の状態
	自動火災報知設備	感知器の機能点検及び感知の障害になる物の有無 総合防災盤の機能点検、操作上支障となる障害物の有無
	避難設備	避難階段等の腐食や破損の有無 誘導灯の点灯状態や誘導標示の有無 救助袋の取り付け金具のゆるみ、変形、帆布やロープの損傷の有無
	防火シャッター 防火扉	防火シャッターの昇降機能 防火扉の開閉機能 昇降、開閉操作の障害になる物の有無 昇降スイッチの設置状態
	消火器	必要定数の有無及び定位置に設置 設置場所の標示や転倒防止の有無
	消火栓	消火栓の標示灯の点灯の状態 ホースの老朽、破損の有無 ノズルの変形、破損の有無
	非常時に備えて	携帯ラジオ（テレビ）携帯マイク、メガホン、懐中電灯、電池（各種）、マッチ、ろうそく等の整備、保管状況の点検 学校標識旗（本部旗）、救護旗、学級旗の整備、保管状況の点検 救急医薬品及び救急用具（担架等）の整備、保管状況の点検 児童生徒出席簿、保護者等の連絡簿の整理
通 学 路	通 学 路	歩車道の区別の有無 交通規制等の有無 信号機や歩道橋、横断歩道の設置等の有無 地下道の照明、漏水、落書き 通学路上に障害となる物や地震時の落下物の有無、工事中の有無 街路灯の有無 雨天時増水の側溝等 凍結時の状況



## 通学路の点検（交通安全総点検）



「交通安全総点検」は、春・秋の全国交通安全運動期間中に、住民やその道路を利用する企業など、地域のみなさんと一緒に警察と道路管理者である国、県、市町村が協働で道路を点検し、誰もが安心して利用できる道路交通環境づくりを目指すもので、平成9年度から毎年実施しています。

その結果、出てきた問題点については、関係機関との調整を図り、改善計画をたてた後、各管理者において改善を行っていきます。岐阜県では、通学路を中心にほぼ毎年実施しています。

### （実施状況）

年 度	点 検 時 期	自 治 体	校 区 等	土 木 事 務 所	所 轄 署
H 8		モデルで全国13都道府県29市区町で実施			
H 9	春（4月）	岐 阜 市	市 橋 小	岐 阜	岐阜南署
		関 市	桜ヶ丘小	美 濃	関 署
	秋（9月）	大 垣 市	中 川 小	大 垣	大 垣 署
H 10	春（4月）	瑞 浪 市	駅 前	多 治 見	多治見署
		恵 那 市	長 島 小	恵 那	恵 那 署
	秋（9月）	可 児 市	土 田 小	可 茂	可 児 署
H 11	春（4月）	各 務 原 市	中 央 小	岐 阜	各務原署
		美濃加茂市	太 田 小	可 茂	加 茂 署
	秋（9月）	高 山 市	南 小	高 山	高 山 署
H 12	春（4月）	多 治 見 市	昭 和 小	多 治 見	多治見署
		中津川市	坂 本 小	恵 那	中津川署
	秋（9月）	羽 島 市	竹 鼻 小	岐 阜	羽 島 署
H 13	春（4月）	美 濃 市	美 濃 小	美 濃	関 署
		岐 南 町	東小 西小 北小	岐 阜	羽 島 署
	秋（9月）	土 岐 市	泉 小	多 治 見	多治見署
H 14	春（4月）	八 幡 町	八 幡 小	八 幡	八 幡 署
		養 老 町	養 老 小	大 垣	大 垣 署
	秋（9月）	大 野 町	大 野 小	揖 斐	揖 斐 署
H 15	春（4月）	川 島 町	川 島 小	岐 阜	羽 島 署
		下 呂 町	下 呂 小	萩 原	萩 原 署
	古 川 町	古 川 小	古 川	古 川 署	
H 16	春（4月）	海 津 町	高 須 地 域	大 垣	海 津 署
		安 八 町	名森小・牧小・結小	大 垣	大 垣 署
	秋（9月）	岩 村 町	岩 邑 小	恵 那	岩 村 署
H 17	春（4月）	神 岡 町	神岡町市街地	古 川	神 岡 署
		穂 積 町	牛 牧 小	岐 阜	北 方 署
	秋（11月）	笠 松 町	名鉄笠松駅周辺地区	岐 阜	羽 島 署
H 18	秋（12月）	山 県 市	高富地区（あんぼ）	岐 阜	山 県 署
		美濃加茂市	美濃太田駅周辺地区	可 茂	加 茂 署
H 19	春（5月）	岐 南 町	三宅1丁目	岐 阜	羽 島 署
	秋（7月）	本 巢 市	糸貫、根尾、真正	岐 阜	北 方 署

指定であるかないかにかかわらず、地域の様々な立場の方々とともに、通学路の安全点検を積極的に実施してはどうでしょうか。実施にあたっての詳細は、県の道路維持課（電話：058-272-1111内線3716）へお尋ねください。

#### (4) 安全点検の方法

- 目視による点検                    地面の凹凸、ゆがみ、亀裂、ささくれ、金具、鎖等の摩耗、外柵の腐食等の破損を様々な角度から注視する。
- 打音による点検    ——— ハンマー等で叩いて、ぐらつき、損傷、腐食等をみる。
- 振動、負荷による点検 ——— 揺り動かす、ぶら下がる、押す、引く、捻るなどして負荷を加えてみる。
- 試薬による点検                    薬品を使用しての検査（飲料水、プール水等）



(目：目視、打：打音、振：振動、負：負荷、作：作動)

安全点検表 (例)

A：良好    B：校内で修理可能    c：業者依頼

安全点検カード	場所	1年2組 教室	点検者					4月	5月	6月	7月	8月
			目	打	振	負	作					
点 検 項 目												
1. 窓、出入口に損傷はないか。							A	A	A			
2. カーテンの損傷はないか。							A	B	A			
3. バルコニーの腐食、損傷はないか。							A	A	A			
4. 窓側に踏み台となるものが置いてないか。							A	A	A			
5. 棚、清掃用具入れなど転倒防止があるか。							A	A	A			
所 見												

各箇所の点検の結果を点検毎に集計し、全教職員が共通理解すること、特に専門業者に修理依頼が必要な場合は、「危険」「使用禁止」「立入禁止」などの標示をするとともに児童生徒への注意を徹底すること。

点検の結果、「B」及び「C」と判断された場合、その具体的状況を記録するとともに、修理完了の月日を記述する。

### 3 学校における転落事故防止（天窓落下事故から学ぶ）

学校における安全教育及び安全管理については、かねてから特段の配慮をしていたが、平成20年6月に、採光用の天窓が割れ児童が落下し死亡するという事故が発生した。

このことを受け、各学校において同様の事故の再発を防止するために、以下の点も含め安全管理の一層の徹底を図る。

- ・天窓については、人の体重を支える強度がないとするメーカーが多く、児童生徒等が乗ることのないよう適切な安全管理を行う必要がある。児童生徒が天窓に近づく可能性がある学校においては、天窓の危険性等について、児童生徒等に理解させ、天窓の上に絶対に乗らないよう周知徹底するとともに、天窓の設置された屋上を使用しない場合には屋上出入口の施錠を行う、児童生徒が天窓の近くで活動する場合には、事前に危険性について点検を行い、教職員が適切に見守る等、十分な安全管理を行うこと。
- ・児童生徒等の近づく可能性のある場所に設置された天窓は、児童生徒等の多様な行動に対し十分な安全性を確保した設計とすることが重要であり、天窓の構造や設置状況等を把握した上で、周囲に防護柵を設置すること及び内側に落下防護ネットを設置すること等、安全な構造とするとともに、効果的な表示等による注意喚起を図ること。
- ・学校の施設・設備について、『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』（平成14年2月）や学校施設設備指針（平成19年7月）を参考としつつ、各学校で定められている。「学校保健安全計画」等に基づいて定期点検を実施し、危険箇所が発見された場合には早急に改善措置を講じる等、安全管理の徹底を図ること。
- ・各教科、特別活動等を通じて、児童生徒等に対して、危険を予測し、回避する能力を身にけさせる安全教育を充実させること。
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センターの提供する事故情報（「学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点」）等を適宜活用しつつ、学校において発生している事故の実態を踏まえ、適切な対応をとること。
- ・学校の教職員が学校安全について共通理解を図るとともに、組織的な学校安全対策を講じること。

（平成20年6月20日付け20ス学健第16号通知）

また、文部科学省は今回の事故を重くとらえ、今後の学校安全の推進を目的とし、「学校安全教育資料作成協力者会議生活安全部会」及び「学校施設整備指針策定に関する調査研究協力者会議学校施設安全対策部会」の合同会議を開催した。そして、次頁のような転落事故防止を中心とした対策についてまとめた。

この資料を利用しながら、各学校や地域の実態を踏まえつつ、安全管理の徹底を図るとともに、児童生徒等に対する安全指導の充実に努めていくことが大切である。

# 学校における転落事故防止のために

各学校や設置者においては、以下の事項に留意しながら、今後の学校における転落事故防止に努めてください。

## ◎ 共通事項

### 事故情報の共有

★ 全国の事故情報を把握します。  
(※ 日本スポーツ振興センターの提供する事故情報を参考とします。)

### 学校の現状把握

★ 学校関係者・専門家をはじめ子どもたちや保護者の方々など、様々な視点で点検します。  
★ 改修等により学校施設の状態に変化があったときに点検を行います。  
★ 危険な場所が見つかったときは、速やかに対応します。  
★ 設計者の考え方や点検結果等を引き継ぎます。  
★ 柵を乗り越えたり、柵を伝ったりして危険な場所へ行かないよう指導・対策をします。

### 安全指導の充実

★ 転落事故の危険性について子どもたちに認識させ、危険な行動をとらないよう指導します。  
★ 校内安全マップを子どもたちと一緒に作成するなど、具体的にわかりやすい指導を行います。  
★ 子どもたちが普段使用しない場所で活動するときには、事前に点検を実施し、必要な措置を講じた上で、教職員が同席します。  
★ 特に事故が多発している休憩時間中や放課後に、定期的な巡回を行います。

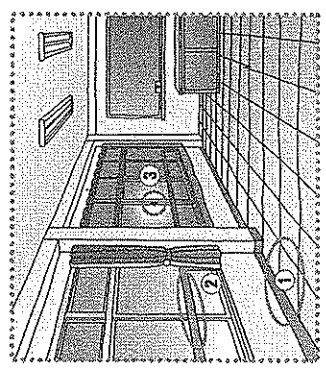
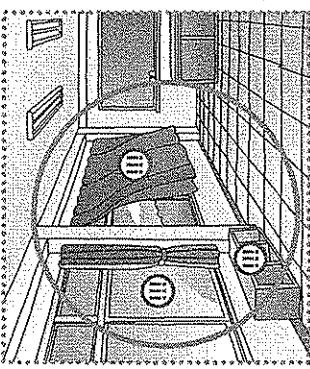
### 施設面の配慮

★ 危険な場所は危険であることを理解しやすいデザインとします。  
★ 効果的な表示等による注意喚起をします。  
(特に「危険」だけでなく具体的なイメージがわくようにします。)  
★ 細部に至るまで、十分な安全性を確保します。  
★ 既存施設についても、点検を行い必要に応じて速やか改善します。

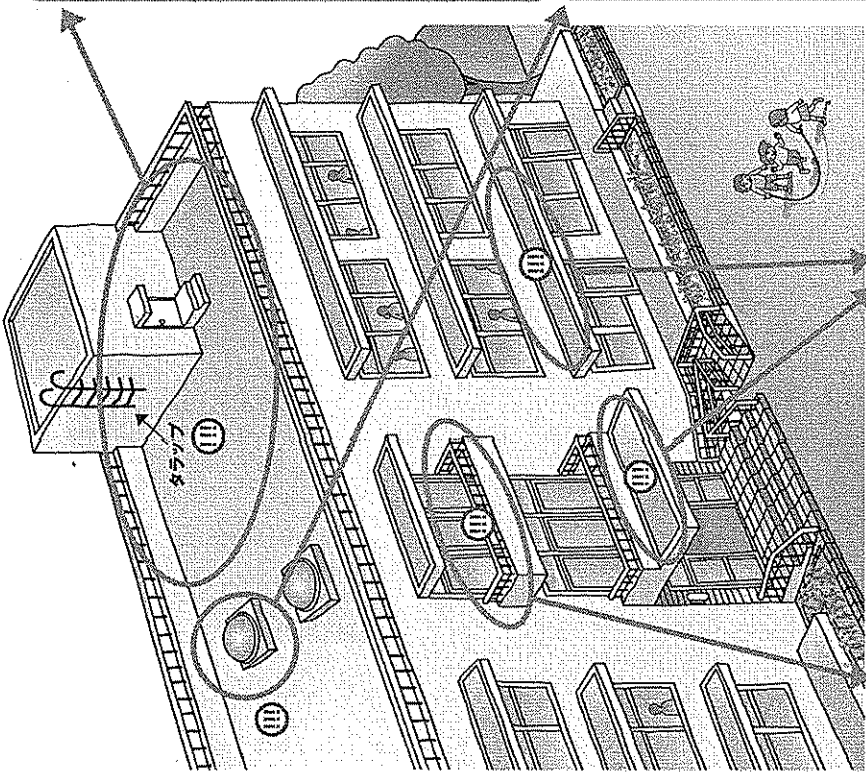
## ◎ 個別事項

### 窓(ガラスのおよび形状のあるもの)

★ 壁の高さや窓の形状に応じ、手すりの設置や窓の開閉方式について検討します。  
★ 窓から身を乗り出せば転落する危険があることを、子どもたちに指導します。  
★ 窓下に足掛りとなるものは設置しません。  
★ 転落防止用手すりの設置については、新たな危険箇所にならないようにします。  
★ 暗幕など窓の開閉状態が判別できないものを使用する場合には、窓の開閉状況に注意します。

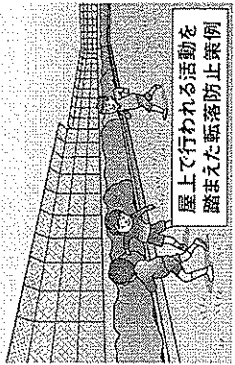


- ① 足掛りとなるものは設置しない
- ② 手すりの設置を検討する  
(新たな危険箇所とならないようにする)
- ③ 暗幕使用時は窓の開閉状況に注意する



### 屋上

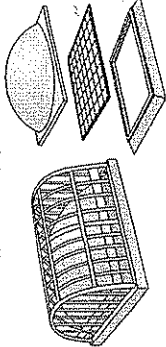
★ 屋上への出入り口は必要に応じて施設します。  
★ 十分な安全な手すりや防護フェンス等を設けます。  
★ タラップについては容易に登ることのないよう、一段目を高く設定します。



屋上で行われる活動を踏まえた転落防止策例

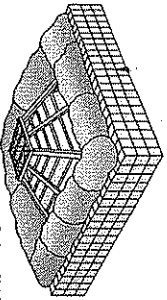
### 天窓(トップライト)

★ 転落の危険性を子どもたちに指導し、上部に絶対に乗らないように周知徹底します。  
★ 防護柵や、内部に防護ネットを設置し、安全な構造とします。



### 防護柵イメージ

★ 天窓に近づきにくい状況を作ることも有効です。



天窓を覆い周辺に柵載を配置した一例

★ 子どもたちが近づきにくい可能性の低い場所に設置された天窓についても、適切な安全対策を実施します。

### ハルコニ一等

★ 十分な安全な手すりとし、その下には足掛りとなるものは設置しません。  
★ 手すりから身を乗り出せば転落する危険があることを、子どもたちに指導します。

### 庇

★ 日ごころの指導や効果的な表示により、立ち入り禁止の徹底を図ります。  
★ 庇に容易に立ち入れないように、窓面への手すりの設置等について検討します。

### その他

★ 人が乗ることを想定していない駐輪場の屋根等についても、乗ることが重大な事故につながることを、十分理解させます。

!!! 校舎のみならず、屋内運動場、クラブハウス等、学内の様々な施設について点検を行います。

## 4 遊具の安全に関する配慮事項

以下の資料は、学校等の遊具施設の安全確保について、子どもが遊びを通して心身の発育発達や自主性、社会性、創造性などを身に付けていく「遊びの価値」を尊重しつつ、設置者や学校等が遊具を適切に維持管理するための配慮事項について整理したものである。

各学校等においては、本資料を、学校等に設置されている、手作り遊具を含めた遊具施設等の安全管理を徹底するために活用し、事故防止に万全を期すことが必要である。

引用資料「遊具の安全に関する規準(案)JPFA-S:2002」(平成14年10月 社団法人 日本公園施設業協会)  
引用資料「遊具の安全に関する規準(案)JPFA-S:2008」(平成20年 8月 社団法人 日本公園施設業協会)

### 1 遊具の計画

#### 手作り遊具の選定・配置

#### 1. 計画立案・選定

管理者は、遊具が配置される遊び場の敷地選定、ならびに遊具の選定とその配置計画、そして対象年齢の決定などに際して、計画・設計者、製造・施工者、ならびに保護者等との協働のもとに、安全確保の観点から、適正な計画を立案すること。

遊具の選定にあたっては、遊び場の自然環境(日照・排水・土壌など)および社会環境(児童生徒数、予想利用頻度など)に配慮すること。

#### 2. 配置計画

利用動線の交錯を避け、安全領域の確保に努めること。また、人気の高い遊具については、過剰利用による事故を防ぐため、監督者の配置などについても検討する。

遊び場全体が見通せるように配慮すること。

#### 3. 対象年齢層

幼児と児童、または低学年と高学年では、運動能力や危険回避能力が大きく異なるため、年齢制限や利用方法などを設定すること。

能力に適さない遊具の利用による事故や衝突事故を避けるため、幼児用(低学年用)遊具と児童用(高学年用)遊具との混在を避け、エリア分けなどの配慮を行うこと。

### 2 遊具の安全管理

#### 安全点検のチェックポイント

#### 1. 遊具の高さ

転落による重度の傷害あるいは恒久的な障害を最小限とするため、その標準的な最大値(幼児用; 2,000 mm 以下、児童用; 3,000 mm 以下)をクリアしていること。

遊具の上部空間にも周囲の木枝などへの登り移りによる危険がないこと。

利用者の不意の落下を防止するため、遊具の踊り場には遊ぶために必要な出入り口を除き、落下高さに応じてガードレールまたは落下防止柵が設置されていること。

ガードレール・落下防止柵の上面は、容易に立てない形状とすること。

#### 2. 安全領域の内部空間(遊具本体を除く)

利用者の頭部や目の高さ、衝突の原因となる遊び機能以外の障害物がないこと。

利用者の足下の高さに、転倒の原因となる遊び機能以外の障害物や、異物(石やガラスなど)がないこと。

設置面は、堅い塗装とすることを避け、土・芝生・砂などの遊具の落下高さに見合った衝撃吸収性能を有する素材を選定し敷設することが望ましい。

#### 3. 遊具の地際部分

コンクリート基礎の天端が、転落した際の安全確保およびつまずき防止のため、原則として設置面(地表・グランド)より100 mm 以上下がっていること。

(ただし、衝突時の危険を回避するような対策を施した基礎や、構造上転落による衝突およびつまずきの危険がない場所に設置される基礎は例外とする。)

#### 4. 遊具本体

利用者が容易に触れられる部分や簡単にアクセスできる部分は、頭部・胴体、首、指、足の挟み込みを防止する構造であること。

容易に触れられる部分においては、ボルトやナットなど、けがの誘発や、衣服などが容易に引っ掛かる可能性のある部材の飛び出しがないこと。

表面は、滑り止めなどの特殊な条件が必要とされる場合を除き、滑らかな表面であること。

角の処理は、利用者の皮膚を切ったり、刺したりするようなけがの発生を可能な限り回避するため、面取りで丸みをつけたり、カバーを取り付けたり、研磨を十分行うなどの処理が施されていること。

### 3 遊具の維持管理

### 耐久性を高めるための材料保護

#### 1. 基本的な考え方

各種材料は種類ごとに経年変化や劣化特性が異なるため、保護処理を必要とするものがあり、鉄鋼系材料にはメッキ処理・塗装処理、また木材には防腐処理などを適正に施すなどの劣化対策をとり、耐久性を高めることが必要である。

#### 2. 鋼製遊具

構造上重要な鋼製支柱では、腐食による劣化を防ぐため、地際部に材料保護材を巻くなどの対策を行うこと。

#### 3. 木製遊具

木製支柱は、加圧式防腐処理を施すか、または素材の耐朽性が「大」以上の樹種の心材を用いるか、あるいは耐食性のある金属製で水抜きに配慮した構造の柱受けを用いるなどの対策を行うこと。

木質系材料では、木材の樹種に応じた耐朽性（大；7～8年、極大；10～20年）を参考とし、定期的な点検や必要に応じた塗布などによる防腐処理を実施するなど、設置年数を配慮した維持管理に努めること。

#### 【木材の耐朽性による分類】

\* 断面30×30 mm程度の杭を地面に立てた場合の耐朽年数を5段階で示したものの

心材		辺材
極大；ヤマガリ、ニセアカシア、セイヨウノコギリソウ		
大；ヒノキ、サラ、スギ、カマツ、スズノコ、アサヒ、ヒバ、クヌギなど		セバ、ルコイ
中；アカツ、シラビ、ヒメマツ、クマツ、ブナ、クヌギ、コナラ など		トマツ、ヒノキ、サラ、カマツ、イゾマツなど
小；ハリモミ、ムクノ、クヌギ、イブキ、ヒメシャラ、イヌカキ など		カエデマツ、ササ、ムクノ、カマツ、ブナなど
極小；ヤマトノ、イカリ、コバルノ、ラミン		

#### 4. 配慮事項

回転・揺動系遊具の支柱は、回転軸を兼ねている場合が多く、特に短軸の場合は、その地際部は応力に伴う負荷が加わることから、十分な保護処理を行い、初期性能の維持に努めること。保護処理および保護材は、遊具として使用される状況において、利用者が危険物質による障害を受けるものであってはならない。材料から危険なガスまたは粉塵が発生したり、危険な成分を利用者が吸い込んだり、体表面から吸収するようなものが使用されてはならない。

### 4 安全点検

### 安全点検の実施と事後措置による安全な環境の維持

学校保健安全法施行令・規則については、平成21年3月改訂予定のため、本書ではこれまでの学校保健法施行規則を適用

#### 1. 日常点検（学校保健法施行規則 第22条7）

遊具は、子どもが日常的に利用するため、日常点検の対象とし、危険物の除去等安全な環境の維持に配慮すること。

遊具に対して、教職員がふだんの生活の中で絶えず安全意識をもち、危険を発見したり適切な

措置を行ったりする習慣を身に付けるとともに、子ども自身も遊具施設の安全を意識するような安全指導が必要である。

2. 定期点検（学校保健法施行規則 第22条5第1項）  
遊具の異常の有無については、毎学期1回以上実施する定期点検の内容として系統的に位置付け、日頃十分に目が行き届かない箇所を点検して、安全確保に努める。  
刻々と変化する環境を考えると、毎月「安全の日」を定めるなどして月1回以上の点検を実施することが望ましい。
3. 事後措置（学校保健法施行規則 第22条6）  
点検の結果、異常や危険な箇所が発見された場合は、直ちに危険箇所の明示、施設および設備の修繕等危険を防止するための措置を行うこと。  
専門家に依頼する必要があるなど、即座に措置ができない場合には、使用を中止し、「使用禁止」「危険」「立入禁止」などの表示をしたり、子どもへの注意を喚起すること。
4. 安全点検の実施  
全教職員の共通理解に基づく「安全点検実施要項」を作成して、安全点検の目的や方法および点検後の処置などを学校の実態に応じて定め、これによって実施すること。  
安全点検の際には、個別の遊具に応じて点検項目を明確にした「安全点検表」を作成し、点検結果を記録すること。  
点検の実施にあたっては、形式に流されることなく、子どもの目の高さや行動の特徴に十分注意しながら、さわったり、動かしたり、負荷をかけたりして、その都度確実にすること。

## 5 安全教育

### 子どもの安全意識の高揚

1. 実態把握  
子どもの遊具の利用状況を十分に把握し、必要に応じて子どもが安全な利用方法や手順を理解した上で利用するよう指導すること。
2. 利用表示  
各遊具の適切な利用方法や利用上の警告事項（対象年齢や危険な行為の案内など）などを、「利用表示サイン」として分かりやすく記すとともに、見やすい位置に表示（設置）して周知し、安全確保に努めること。  
「利用表示サイン」について、過剰な注意や厳しい表現は、遊びの価値を半減させるおそれがあるため、簡潔で解りやすく、かつ温かみのある表現で記すことが望ましい。





## 子どもの発達の段階と遊びとの関係

子どもを安全に遊ばせるためには、子どもの成長や発達の段階に応じた遊びの内容について知っておく必要があります。発達の特性と遊びの内容を各段階ごとにまとめました。遊びの際の参考にしてください。

### (第1段階：乳児 0～2歳)

触覚・視覚・聴覚・臭覚・味覚が発達し、触る・握る・打つ・投げる・立ち上がって歩く・走る・跳ねるなどの基本動作を始めます。全身を使って色・形・量・質感、さらに匂いや味を理解するようになります。また、この2年間に情緒は目覚ましく発達します。

感覚運動遊びの段階で、水や砂は、それ自体が遊びの楽しい素材となります。幼児用のすべり台やブランコも使えるようになりますが、しっかりと手を添えて、保護することが必要です。

### (第2段階：幼児 2～4歳)

乳歯が生えそろう消化器官が発達し、体力がついてきます。三半規管の発達によりバランス機能も育ち、走る・とび跳ねる・登る・ぶら下がるなどの動作が活発になります。

好奇心が強まり、怖いもの知らずで、どこへでも行きたがるので目が離せません。周囲の危険に対して、いつも気を配っておくことが必要です。

### (第3段階：学齢前幼児 4～6歳)

体位・体力とも一段と成長し、よじ登る・揺らす・バランスをとる・飛び降りるなどの動作が活発になる。知識も発達し、親の手を離れ、他の子どもとごっこ遊び(集団的象徴遊び)ができるようになります。その中で、協調性や社会性が育ちます。

危険に対する認識は乏しく、回避能力が未熟なので、遊びの内容に応じて年長者や保護者の指導が必要です。



### (第4段階：低学年児童 6～9歳 小学生1～3年生)

身体の均整がとれ、運動量の増大とともに、バランス調整能力や俊敏性が発達します。スピードやスリルを楽しむあまり、筋肉や関節を痛めることがあります。

ルールのあるゲームを通じて、子ども同士に秩序が生まれ、子ども社会が形成されます。楽しく参加できているか、過度の運動になっていないか、見届けることが大切です。

### (第5段階：高学年児童 9～12歳 小学生4～6年生)

身長、体重ともに伸び盛りです。知的で創造的な遊びや、ルールのあるスポーツを好むようになります。親への依存度が減少し、仲間や親友とともに行動するため、ときに、冒険や挑戦の度が過ぎ、大げがをすることもあります。

### (第6段階：少年 12～15歳 中学生)

運動量に合わせて骨格や筋肉、反射神経が発達します。そのため、運動に対して技巧的欲求が高まり、願いやあこがれをもって、運動に夢中になる時期です。さらに自我に目覚め、親離れする年代ですが、体調については、いつも見守ってほしいものです。



### (第7段階：青年 15～18歳 高校生)

体力、運動能力は最高点に近づき、心身ともにスポーツに打ち込むことができる時期です。自覚をもって、主体的に取り組むとともに、抽象的思考を行うようになります。

(社)日本公園施設業協会会報 JPFA No 29 (平成12年7月刊)より